

# 農村計画学会学会賞及び同奨励賞表彰細則

2020年3月7日 理事会決定

## 第1条（目的）

農村計画学会表彰規程第2条に定める農村計画学会学会賞（以下「学会賞」と称する）、農村計画学会奨励賞（以下「奨励賞」と称する）の授与については、表彰規程第9条に基づき、この細則の定めるところによる。

## 第2条（趣旨）

我が国の農村計画の発展に資する傑出した成果をあげた者を讃え、我が国における農村計画のさらなる発展を促すことを目的とする。

## 第3条（授賞者）

授賞者は厳選寡少を旨とし、いずれの賞も若干名とする。

2. 授賞者は、その業績をあげた会員とする。ただし、学会賞（実践）については広く非会員も対象とする。

3. 授賞者は、原則として個人とする。共同でなされた業績についても、原則としてその中で主導的役割を果たした個人を授賞者とするが、委員会が妥当と認めた場合には、複数の者を含む公称グループ名や組織名を授賞者とすることができる。

4. 原則として、他学会で学会賞を授賞した論文や活動を主たる授賞対象とする重賞申請は認めない。

## 第4条（選考委員会専門委員の選出）

農村計画学会表彰規程第5条に定める選考委員会（以下「委員会」と称する）が審査に必要と認めたときには専門委員を置くことができる。ただし、委員会の構成員とはならない。

2. 専門委員は、委員会が会員の中から専門分野を勘案して選出する。なお、専門委員名は非公表とする。

3. 専門委員の任期は、委員会における審査が完了した時をもって終わる。

4. 専門委員は委員長が依頼する。

## 第5条（委員会・専門委員の任務）

委員会は、農村計画学会表彰規程第3条に照らしながら学会賞、奨励賞の受理を判定し、応募業績を審査し、授賞候補者の決定を行い、選定理由を添えて理事会に報告する。

2. 委員会は、必要に応じて募集条件、審査の方法、その他委員会の運営に関する事項の検討を行う。

3. 専門委員は、委員会が依頼する応募者の業績を審査し、その結果を所定の審査結果報告書に取りまとめて委員会に報告する。また、委員会の審議に関与を求められたときには出席し意見を述べる。

付記1. 本細則の施行により、農村計画学会学会賞、奨励賞選考委員会運営規定は廃止する。

付記 2. 本細則は、2011 年 3 月 21 日より施行する。  
付記 3. 2020 年 3 月 7 日改正